

一般社団法人大阪府トライアスロン協会入会・退会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府トライアスロン協会定款第7条の規定に基づき、一般社団法人大阪府トライアスロン協会（以下「OPTA」という。）の入会・継続及び退会の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(入会の手続き)

第2条 OPTAの会員になろうとする者は、次の各号に掲げる会員の種別において、それぞれ当該各号に定める手続きにより申し込み、一般社団法人大阪府トライアスロン協会会費規程（以下「会費規程」という。）に定める会費を納入し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 正会員 社員入会申出書の提出
- (2) 登録会員 オンライン登録
- (3) 賛助会員 賛助会員加入申込書の提出又は OPTA ホームページからの登録

2 正会員及び賛助会員の入会の承認基準は、次のとおりとする。

(1) 正社員

(ア) トライアスロン等の競技の普及及び振興において顕著な実績を挙げた個人、法人又は団体であること。

(イ) 過去にトライアスロン等の関係において法令違反又は OPTA の目的に反するような行為をしたものでないこと。

(ウ) その他理事会が OPTA の目的に資すると判断した個人、法人又は団体

(2) 賛助会員

(ア) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者が役員である法人又は団体でないこと。

(イ) 過去に法令違反又は OPTA の目的に反するような行為をしたものでないこと。

(任意退会)

第3条 会員が退会しようとするときは、会長に退会届又は退会に必要な事項を記載した電子メールの送信により任意に退会することができる。

(その他)

第4条 この規程定に定めるもののほか、入会に関し必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）4月9日から施行し、同年4月1日から適用する。